(4)都市計画法第43条第1項に基づく許可申請書作成要領■共通必要書類(添付順序どおり整理し添付してください。)

添付		をとおり登埋し添付してくたさい。)
順字	名 称 等	摘 要
1	許可申請書 (様式 24)	 ・新築、改築、用途変更の別に○をしてください。 ・目付は、提出日を記入してください。 ・申請者住所は住民票記載事項証明書と整合させてください。 ・申請者住所が賃貸住宅の場合は、アパート名等まで記入してください。 ・土地の所在は、字名まで登記事項証明書のとおり記入してください。 (敷地内の地番は、すべて記入してください。筆数が多い場合は、「○○番外○筆」とし、別紙にすべての地名、地番を記入し添付してください。) ・地目は、登記地目を記入してください。 (筆数が多い場合は、別紙にすべての地目を記入し、添付してください。) ・敷地面積は、実測面積を記入してください。なお、建築基準法により道路後退を要する場合は、道路後退後の面積とし、その旨を明記してください。(小数点3位以下切捨て、小数点2位まで記入) ・建築物等の用途は、具体的に記入してください。 (記入例)自己用一戸建専用住宅 ・都市計画法該当条項は該当する条項を記入してください。認定団地の場合は、告示した名称を記入してください。
2	委任状	・申請者以外が手続きする場合は、代理人の住所・氏名・連絡先、委任事項を記入し、申請者の住所・氏名の記入及び捺印をしてください。(様式は任意)
3	建築物概要書 (様式 25)	・用途は、許可申請書に記載された用途と整合させてください。 ・敷地面積は求積図と整合させてください。 ・建物平面図、立面図の面積表と整合させてください。 ・建築物の構造、最高高さは添付図面と整合させてください。
4	理由書	 ・申請者の住所、氏名を記入してください。 ・次の事項を漏れなく記入してください。 1 自己の居住(自らの生活の本拠として利用することをいう。)の用に供する住宅を必要とする理由 2 現住居の自借家の別。賃貸の場合はアパート名等記入。 3 建築物の着工・完了予定年月日 4 現住居の許可後の取り扱い方法 5 指定区域において兼用の用途がある場合は、その用途と業務内容(詳しく記入のこと。) ・その他、許可要件等に応じて、必要な情報を記載してください。
5	理由書の内容説明 及び資料説明	・家族全員の住民票記載事項証明書(世帯主名・続柄が記載されていること。 本籍記載は不要)を添付してください。 ・その他、許可要件、理由書の内容に応じて必要な資料を添付してください。
6	申請地の 登記事項証明書	 ・許可を受けようとする全ての土地の全部事項証明書(原本)を添付してください。 ・申請時点(3か月以内)のものを添付してください。 ・線引き後に分合筆が行われている場合には、線引き当時から現在までの経過がわかる登記事項証明書を添付してください。 ・地目が宅地以外の場合、登記事項証明書で宅地同等の判断ができない場合は、次のいずれかを添付してください。 1 農地転用許可書、農業委員会の諸証明 2 公的機関の証明 3 線引き当時の航空写真 ・抵当権の設定がされている場合には、抵当権者の同意書を添付してください。(申請土地取得時のローンの場合は不要)
7	申請地の 売買契約書等	・申請者に土地の所有権が無い場合は、次のいずれかを添付してください。 1 売買契約書 2 相続により承継する場合は、譲与が確実であることを証する書面 3 借地契約書(指定区域のみ)

派付 順字	名 称 等	摘 要
8	申請地の現況写真	・全景、隣接地との境界付近の形状、申請建築物を建築される付近の形状がわかるように撮影してください。・敷地の範囲(境界)を朱線で明示してください。・撮影方向がわかる位置図を添付してください。・撮影年月日を明記してください。(3か月以内)
9	位置図 (1/2500)	・1/2500~1/25000 までの縮尺で、周囲の状況(国道、主要地方道、鉄道、河川等)が判断できるものを添付してください。 ・申請地が明確に判断できるように表記してください。
10	敷地現況図 (配置図) (1/50~1/100 程度)	【明記事項】 ・方位、縮尺、凡例(排水施設等) ・敷地境界線(境界は確定されたもので赤色にて明示) ・計画建築物の位置及び用途、排水処理施設等 ・道路、河川名及び法定外公共物 ・敷地が接する道路の有効幅員、道路後退線 ・建築基準法上の道路種別 ・横断図の横断箇所(2方向) ・路地状敷地の幅員、がけ、敷地と道路との関係等が、滋賀県建築基準条例に抵触していないことがわかる情報 ・既設建築物がある場合は、既設建築物の位置、用途及び建築確認番号
11	丈量図(求積図) (現況図と併用可)	・土地面積は小数点第3位を切り捨ててください。 ・丈量図と求積表は整合させてください。 ・敷地現況図の境界と整合させてください。 ・道路後退が必要な場合は、後退後の面積とし、その旨を明記してください。
12	横断面図 (1/100 程度)	【明記事項】 ・敷地境界線(境界は確定されたもので赤色にて明示) ・地盤高さ ・敷地と道路、側溝等の構造物の形状 ・建築物の位置、用途(2方向以上の断面がわかるよう明示)
13	建築物の計画図 (平面・立面図)	 【明記事項】 ・計画建築物の平面図、立面図(2面以上) ・建築面積、延床面積 ・建築面積、延べ床面積の算出根拠資料 (既設建築物がある場合は、既設建築物についても記入してください。) ・立面図に最高高さ ・建築士番号等
14	流末排水経路図 (現況図と併用可)	 ・敷地内及び敷地外の最寄りの排水施設について記入してください。 ・降水量、放流先の状況等からみて、敷地内下水を有効に排出するとともに、その排出により敷地及び周辺の地域に出水等による被害が生じないような構造及び能力で配置する排水計画としてください。 ・出し合い水路(その水路は公的水路へ接続していること。)への放流の場合には、権利者の同意書を添付してください。
15	公図(合成公図)	 ・法務局備付け図面の写しに、申請地及び隣接地の地目、所有者名を記入してください。 ・申請地を緑色で着色してください。 ・里道、水路は明確に表示又は着色してください。 ・インターネット登記情報提供サービスによる公図も可としますが、その旨を記入してください。 ・調査日(3か月以内)、調査者の氏名を記入ください。
16	その他市長が必要 と認める図書	・許可要件によって、個別に必要な書類の添付が必要です。 ・都市計画施設等の区域内の場合は、都市計画法第53条による許可書の写しを 添付してください。

■その他留意事項

- 1 上記以外にも、許可に必要な書類を提出していただくことがあります。
- 2 次の事項については、特定行政庁(滋賀県)と事前に協議を整えてください。
 - 1 建築基準法の取扱いについて(接道、申請敷地内に既存建築物がある場合その適法性等)
 - 2 滋賀県建築基準条例の取扱いについて(がけ地に近接する建築物、敷地と道路の関係等)
- 3 社会福祉施設については、社会福祉部局と事前に協議を整えてください。
- 4 申請敷地内に農地が含まれる場合は、農地法の取り扱いについて、農業委員会と事前に協議を整えてください。
- 5 申請敷地内に里道・水路等の官地が含まれる場合は、所管部局と事前に協議を整えてください。
- 6 公図と現況の整合性について、地番等の配置が整合しない場合は、周辺の土地の配置や所有状況等 を調査の上、関係地権者と今後の処理対応も含めて事前に協議を整えて(承諾を得て)ください。
- 7 各図面には作成者の氏名を記入してください。また、建築物の計画図には建築士登録番号を記入してください。
- 8 受付又は許可書交付後は、申請書の変更手続きは行えません。変更する場合は、当該申請を取下げ (取止め) した後に、申請書を再提出する必要があります。申請にあたっては、他法令等への適合を 十分確認してください。
- ※上記留意事項2~6の協議の結果報告が必要な場合は、理由書等に記載してください。